

社会福祉法人花園福祉会

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人花園福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法第45条の35の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 報酬とは、社会福祉法第45条の35で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員に対する費用は、別表第1に定める額とする。
- 3 評議員に対する費用は、別表第1に定める額とする。

(報酬等の支払方法)

第4条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。

ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表第2により報酬及び実費弁償費を支払

うことができる。

- 2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費とする。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て別に定める。

別表 1

	報 酬 (日額)	費用弁償 (日額)
理事会出席報酬等	20,000 円	
評議員会出席報酬等	20,000 円	

別表 2

	報 酬 (日額)	実費弁償費 (日額)
理事長業務報酬等	円	円
理事及び評議員業務報酬等	円	円
監事監査指導報酬等	円	円

附則

この規程は、平成 29 年月日から施行する。